

告示第 17 号

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

予防接種法第5条の規定により、予防接種を次のとおり実施する。

令和7年4月1日

舟橋村長 渡 辺 光

1. 予防接種実施時期

令和7年4月1日～翌年3月31日

2. 予防接種実施場所

指定された医療機関

3. 予防接種の対象者

(1) 65歳の者

(2) 60歳以上65歳未満の者で、心臓や腎臓又は呼吸器に重い病気のある者

ただし、これまでに23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該接種を定期予防接種として受けることはできない。

4. 予防接種を行ってはならない者

(1) 明らかに発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患に罹患していることが明らかな者

(3) 接種しようとしている接種液の成分により、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5. 接種の判断を行うに際し注意を要する者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者

(5) 接種しようとする接種液の成分によりアレルギーを呈する恐れのある者

6. 費 用

2,500円（ただし生活保護世帯は無料）

7. その他必要な事項

(1) 受ける予定の予防接種について、通知やパンフレットを良く読んで、必要性や副反応についてよく理解すること。

(2) 接種対象者の健康状態の良好な時に接種を受けること。

(3) 接種前日は入浴し、接種当日は清潔な肌着を着用すること。

(4) 接種当日はいつも通りの生活をし、激しい運動を避けること。

(5) 接種後30分は安静を守ること。

(6) 接種当日の入浴は差し支えないが、接種部位をこすらないように注意すること。

8. その他

詳細については、舟橋村役場健康福祉課にお問い合わせください。

(TEL 464-1122)